

## 新型コロナウイルスワクチン接種Q&A

No.	質 問	回 答
1	新型コロナワクチンの接種を希望しません。接種しなくてもよいでしょうか。	新型コロナウイルスワクチン接種は、コロナウイルスに感染した場合に、発症や重症化を予防する効果が期待されています。強制接種ではなく、あくまでご本人の意思に基づいて受けていただくものですので、接種を希望されない場合は、無理に接種する必要はありません。
2	新型コロナワクチン接種にあたって、接種する本人の同意は必要でしょうか。	既存の予防接種と同じく、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種でも、しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種を行うことになります。接種を受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。
3	接種するワクチンは選べますか。	接種を受ける時期に供給されているワクチンを接種することになります。また、複数のワクチンが供給されている場合も、2回目の接種では、1回目に接種した同じ種類のワクチンを接種する必要があります。
4	変異株の新型コロナワクチンにも効果はありますか。	一般論として、ウイルスは絶えず変異をおこしていくもので、小さな変異でワクチンの効果がなくなるというわけではありません。 また、ファイザー社のワクチンでは、変異株の新型コロナウイルスにも作用する抗体がつけられた、といった実験結果も発表されています。承認申請がなされた新型コロナワクチンの審査に当たっては、変異株に関する情報も含め、引き続き様々な情報を収集しつつ、適切に有効性、安全性等を国にて確認しております。
5	新型コロナワクチンの接種にリスクはありますか。	新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防することが期待されていますが、副反応のリスクもあります。副反応は数日以内の時間経過で治るものが大半であり、重篤な副反応は、あるとしても極めてまれと考えられます。全体としてリスクを上回る効果があると考えられることから、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重篤者の発生をできる限り減らし、同感染症のまん延の防止を図るため、接種を希望する方が適切に接種を提供できるようにしています。 一般に、ワクチンなどの医薬品は、正しく使用しても一定の割合で副作用(副反応)が発生する可能性があり、最終的に接種するかどうかは、ワクチン接種のリスクと効果の双方を考慮して、ご本人の意思で判断していただくことが大切と考えております。
6	新型コロナワクチンの接種は無料ですか。	全額公費で接種を行います。

7	<p>新型ワクチンの接種後に副反応が出た場合、補償はありますか。</p>	<p>万一、接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度により、適切な補償が受けられます。</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた方が疾病等の状態にあり、その疾病等が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認めた場合には、国が費用を負担します。予防接種によって通常起こりうる軽度な副反応については、疾病等の状態に該当しないため、認定の対象とならないことがあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。</p>
8	<p>自分は基礎疾患がありますが、優先接種の対象に含まれるかどうか、どのように判断すればよいでしょうか。</p>	<p>町から3月初旬にお送りしている意向調査票と合わせて基礎疾患の内容を記載している紙を同封しておりますので、ご確認ください。なお、接種前の予診の際に、医師が予診票の質問事項を見て優先される基礎疾患を有していることを確認します。</p>
9	<p>基礎疾患を有する者に当てはまることを証明するために、診断書は必要ですか。</p>	<p>診断書等は必要ありません。予診票に基礎疾患を有することを自己申告し、予診で医師が病気や治療の状況などを確認します。</p>
10	<p>接種までの手続きの流れを教えてください。</p>	<p>町から3月初旬にお送りしました意向調査に基づき、接種を希望した方に、町から集団接種の日程を指定してご案内をいたします。指定された日程で都合が悪い場合は変更が可能ですので、変更する場合はお早めにげんき館までご連絡ください。</p>
11	<p>接種券は必ず送られてきますか</p>	<p>接種を希望しない場合でも、高島町に住所を有する16歳以上の方、全員に接種券(クーポン券)をお送りします。接種するに必要となりますので、大切に保管してください。</p>
12	<p>接種する場合に必要なものはありますか。</p>	<p>接種する際は、必ず、接種券・予診票・身分証明書を持って接種場所にお越しください。 接種費用はかかりません。</p>
13	<p>高島町に住所があり単身赴任や学生で遠隔地に居住されている方はどうなりますか。</p>	<p>この場合、国では「やむを得ない事情」として取り扱うことにしているため、接種券が届いたら、実際に住んでいる市区町村にて「住所地外接種届出済証」発行の申請を行ってください。(郵送での申請可)</p> <p>申請に必要なもの:「住所地外接種届け」「接種券のコピー」</p> <p>※やむを得ない事情とは、単身赴任者・遠隔地へ下宿している学生・DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準じる行為の被害者・入院、入所者・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合・災害による被害にあった者・拘留又は留置されている者、受刑者となっております、これらに該当しない場合はご相談ください。</p>